



()

請 書 (工事用)

1 工 事 件 名 _____

2 契 約 金 額

	百	十	万	千	百	十	円

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額_____)

3 工 期 _____

4 工 事 場 所 _____

5 契 約 保 証 金 _____

上記金額で契約するについては、別紙の契約事項を承諾の上、相違なく履行いたします。

令和 年 月 日

受 注 者 住 所
氏 名

発 注 者 東 京 都
代 表 者

殿

(契約事項)

- 1 受注者は、発注者へ提出する請書及びこの契約事項（以下「請書」という。）並びに仕様書（特記仕様書等を含む。以下同じ。）及び設計図（以下「仕様書等」という。）に従い、日本国の法令を遵守し、表記の契約金額をもって、表記の工事を表記の工期までに完成すること。この場合において、工期が日数で定められているときは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日、12月29日から同月31日までの期間、1月2日、同月3日、日曜日及び土曜日は、この日数に算入しない。
- 2 受注者は、工事現場の取締り、その他工事に關する一切の事項を処理し、また、それらについて発注者の指示があればその指示に従うこと。
- 3 受注者は、この契約の履行に關して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約終了後も同様とする。
- 4 請書に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行われなければならない。
- 5 受注者は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 6 受注者は、使用する持込工事材料について、使用前に発注者の検査を受け合格したものを使用すること。検査の結果不合格となった材料は遅滞なく工事現場外に搬出すること。
- 7 受注者は、工事の施行が仕様書等に適合しない場合において、発注者がその改造の請求をしたときは、これに応じること。この場合において、受注者は契約金額の変更又は工期の延長の請求はできない。
- 8 受注者は、発注者からの工期若しくは工事内容の変更又は工事施行の一時中止若しくは工事の打ち切りについての協議に応じること。
- 9 受注者は、天災その他のやむを得ない事由により、工期までに完成の見込みがなくこれを延長しなければならないときは、その理由を明らかにして、発注者に工期の延長について申し出ること。
- 10 受注者は、工事目的物の引渡し前に、工事目的物、工事材料等について生じた損害又は工事の施行により生じた損害について、発注者の責めに帰すべき事由により生じたものを除きその損害を賠償すること。また、工事の施行に伴い、第三者に損害を及ぼした場合についても同様とする。
- 11 発注者は、工事完成の通知を受けたときは、その日から14日以内に検査を行なう。
受注者は、検査の結果、発注者から改造、補修等を要求されたときは、指定された期間内に工事を施行し、完了したときは更に検査を受けること。
- 12 発注者は、適法な支払請求書を受領した日から40日以内に契約代金を支払う。
なお、契約代金の支払が遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率（年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。）で計算した額（100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）の支払を発注者に請求することができる。
- 13 受注者は、引き渡した工事目的物が種類又は品質に關して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を行うこと。なお、その履行の追完に過分の費用を要するときは、この限りではない。
- 13の2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- 13の3 第13項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。
 - (1) 履行の追完が不能であるとき。
 - (2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (3) 工事目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。
- 13の4 発注者は、引き渡された工事目的物に關し、引渡しを受けた日から1年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下次項から第13項の11までにおいて「請求等」という。）をすることができない。ただし、目的物が金属造り、コンクリート造り、又はこれに類する堅固な建物若しくは機械設備その他土地の工作物である場合は、この期間を2年とする。
- 13の5 前項の規定にかかわらず、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの時、発注者が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、受注者は、その責任を負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から1年が経過する日まで請求等を行うことができる。
- 13の6 前2項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
- 13の7 発注者が第13項の4又は第13項の5に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第13項の10において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。
- 13の8 発注者は、第13項の4又は第13項の5の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に關し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。
- 13の9 第13項の4から第13項の8までの規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に關する受注者の責任については、民法の定めるところによる。
- 13の10 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 13の11 発注者は、工事目的物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第13項の4の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に關する請求等を行うことはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
- 14 受注者の責めに帰すべき事由により工期内に工事を完了することができない場合において、工期経過後相当の期間内に完了する見込みのあるときは、発注者は、受注者から遅延違約金を徴収して工期を延長することができる。
- 15 前項の遅延違約金の額は、契約金額につき遅延日数に応じ、この契約の締結時における国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号）第29条第1項に規定する財務大臣が定める率（年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。）で計算した金額（100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）とする。この場合において、検査に合格した指定部分（他の部分と明確に区分できるため、分割して引渡しを受けても支障がないと発注者が認める履行部分を含む。）があるときは、これに相応する契約金額を、遅延違約金の算定に当たり契約金額から控除する。
- 16 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。
 - (1) 正当な理由なく、工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないとき。
 - (2) 工期内に工事を完了しないとき、又は工期経過後相当の期間内に工事を完了する見込みがないと認められるとき。
 - (3) 受注者又はその代理人若しくは使用人が、この契約の締結又は履行に当たり不正な行為をしたとき。
 - (4) 正当な理由なく、第13項の履行の追完がなされないとき。
 - (5) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。
- 16の2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。
 - (1) 第5項の規定に違反し、契約代金債権を譲渡したとき。
 - (2) この契約の目的物を完成させることができないことが明らかであるとき。
 - (3) 引き渡された工事目的物に契約不適合がある場合において、その不適合が目的物を除却した上で再び建設しなければ、契約の目的を達成することができないものであるとき。

- (4) 受注者がこの契約の目的物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (5) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (6) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前項の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (8) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）が経営に実質的に関与していると認められる者に契約代金債権を譲渡したとき。
- (9) 受注者の責めに帰すべき事由により、この契約の解除を申し出たとき。
- (10) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当すると判明したとき。
- (11) 公正取引委員会が受注者に対し、この契約に関して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）又は同法第7条の2（同法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）が確定したとき、又は排除措置命令又は納付命令において、この契約に関して、同法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (12) この契約に関して、受注者（受注者が法人の場合については、その役員又はその使用人）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。
- 17 発注者は、工事の完了前にこの契約が解除された、又は受注者がその債務の履行を拒否し、若しくは、受注者の債務について履行不能となった場合においては、既済部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び必要と認める持込工事材料に対して、相当と認める金額を支払い、その引渡しを受けることができる。なお、工事の完了後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。
- 18 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。
- (1) この工事目的物に契約不適合があるとき。
- (2) 第16項又は第16項の2の規定により、工事目的物の完成後にこの契約が解除されたとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 19 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として発注者に納付しなければならない。
- (1) 第16項又は第16項の2の規定により工事目的物の完成前にこの契約が解除されたとき。
- (2) 工事目的物の完成前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。
- 20 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 21 第19項に該当する場合において、契約保証金の納付、契約保証金に代わる履行保証保険契約の締結又は契約保証金に代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金、契約保証金に代わる履行保証保険契約又は契約保証金に代わる担保をもって同項の違約金に充当することができる。ただし、契約保証金に代わる履行保証保険契約の締結又は契約保証金に代わる担保の提供が行われている場合であって、この契約の解除が、第16項の2第8号及び第10号から第12号までの規定によるときはこの限りではない。
- なお、受注者が、契約保証金の納付に代えて、保険会社との間に東京都を被保険者とする履行保証保険契約を締結する場合又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社の保証を受ける場合は、当該保険契約及び保証は前項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。
- 22 第16項又は第16項の2の規定により契約を解除した場合又は第20項各号に掲げる者により契約が解除された場合において、契約の解除が工期後に行われたときは、発注者は、工期の翌日から解除の日（受注者の申出に基づく場合は、その書面が発注者に到達した日）までの日数に応じ、受注者から遅延違約金を徴収する。この場合において、遅延違約金の額は、第15項の規定を準用する。
- 23 受注者は、この契約に関して、第16項の2第11号又は第12号のいずれかに該当するときは、発注者がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の100分の30に相当する額を支払わなければならない。この契約を履行した後も同様とする。ただし、第16項の2第12号のうち、受注者の刑法第198条の規定による刑が確定した場合は、この限りでない。
- 24 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が前項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。
- 25 発注者は、受注者に対して有する金銭債権があるときは、受注者が発注者に対して有する保証金返還請求権、契約代金請求権その他の債権と相殺し、なお不足があるときは、これを追徴する。
- 26 この契約に関して、発注者と受注者との間に紛争が生じたときは、発注者及び受注者は、建設業法に定める建設工事紛争審査会のあっせん又は調停によりその解決を図る。
- 27 請書において書面により行われなければならないこととされている催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、建設業法その他の日本国の法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。
- 28 請書又は仕様書等に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

暴力団等排除に関する特約事項（工事用）

（暴力団等排除に係る契約解除）

- 1 受注者は、東京都水道局契約関係暴力団等対策措置要綱（平成22年11月 5 日付22水経契第368号。以下「要綱」という。）別表 1 号に該当するとして（受注者が共同企業体又は事業協同組合であるときは、その構成員のいずれかの者が該当する場合を含む。）、要綱に基づく排除措置を受けた場合は、催告なくこの契約を解除されても異議がないこと。
- 2 発注者は、1 の規定によりこの契約を解除したときは、これによって生じた発注者の損害を受注者へ請求することができる。
- 3 発注者は、1 の規定によりこの契約を解除したときは、これによって受注者に損害が生じても、その責めを負わないものとする。
- 4 請書（工事用）第 17 項、第 19 項、第 21 項及び第 22 項の規定は、1 の規定による解除の場合に準用する。ただし、契約保証金に代わる履行保証保険契約の締結又は契約保証金に代わる担保の提供が行われている場合は、第 21 項の規定の準用は行わない。

（下請負禁止等）

- 5 受注者は、要綱に基づく排除措置を受けた者又は東京都（以下「都」という。）の競争入札参加資格を有する者以外の者で、都の契約から排除するよう警視庁から要請があった者（以下「排除要請者」という。）は、下請負人にはできないこと。
- 6 受注者は、排除措置を受けた者又は排除要請者のうち、要綱別表 1 号に該当する者を下請負人としていた場合は、当該契約解除の求めに応じること。また、この場合において、契約の解除を求められたにもかかわらず、正当な理由がなくこれを拒否したと認められるときは、東京都水道局(以下「局」という。)の契約から排除する措置を講じられても異議がないこと。
- 7 6 に定めるところにより契約解除があった場合は、受注者は、一切の責任を負うこと。

（不当介入に関する通報報告）

- 8 受注者は、契約の履行に当たって、暴力団等から不当介入を受けた場合（下請負人が暴力団等から不当介入を受けた場合を含む。以下同じ。）は、遅滞なく発注者への報告及び警視庁管轄警察署（以下「管轄警察署」という。）への通報（以下「通報報告」という。）並びに捜査上必要な協力をする
- こと。
- 9 8 の場合において、通報報告に当たっては、受注者は、別に定める「不当介入通報・報告書」を 2 通作成し、1 通を発注者に、もう 1 通を管轄警察署にそれぞれ提出すること。ただし、緊急を要し、書面による通報報告ができないときは、その理由を告げて口頭により通報報告を行い、後日、遅滞なく不当介入通報・報告書を発注者及び管轄警察署に提出すること。
- 10 受注者は、下請負人が暴力団等から不当介入を受けた場合は、遅滞なく報告するよう当該下請負人を指導すること。
- 11 受注者は、暴力団等から不当介入を受けた場合において、正当な理由がなく発注者への報告又は管轄警察署への通報を怠ったと認められるときは、局の契約から排除する措置を講じられても異議がないこと。